

第9回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年9月29日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 3番 藤田 博文 委員 4番 田野 敏広 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第9回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、12番黒木良昭委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第9回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番藤田博文委員、4番田野敏広委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年9月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2 ページをお開きください。農地法第3条の規定による許可申請について。農</p>

地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 9 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 76 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 76 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 56 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 87 歳の方です。両名は親子になります。申請地は、南郷神門の田畑、全部で 14 筆の 6,530 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、田が水稻、畑がシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 5,289 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。事務局の説明のとおり、親子間での贈与になりますので、何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 76 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 76 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 30 号、農地法の規定による許可申請の取下願いについて、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

6 ページをお開きください。議案第 30 号、農地法の規定による許可申請の取下願いについて。農地法の規定による許可申請の取り下げ願いがあったので、承認を求める。令和 3 年 9 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。受付番号は 77 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

7 ページをお開きください。農地法第 4 条の規定による許可申請の取下願になります。本件は、令和 3 年 8 月 16 日に申請され、先月の総会において承認いただいた、受付番号 70 番の取下願になります。土地の所在が美郷町南郷鬼神野字小村、

登記地目が田で現況が宅地の 329 m²になります。権利の内容は、所有権に基づく転用の追認申請でありました。平成 6 年に売買により南郷村に所有権移転がなされていたため、先月の申請では転用のみを行う申請でありました。取下げ理由は、平成 6 年当時に所有権移転が行われておりますが、農地法の許可を受けた記録が確認できなかったため、転用と権利取得の申請に切り替える為であります。8 ページが地籍集成図、9 ページが現況写真になります。本件に係る農地法第 4 条の許可申請書につきましては、先月の承認後県の担当者が精査した結果、先程の理由により取下げ指示をされました。何も問題ないものと考えておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

何か質疑はありますか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 77 番に賛成の方は挙手をお願いします。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

10 ページをお開きください。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 9 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 78 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 78 番です。申請人の譲受人が、美郷町。譲渡人が、日向市の 81 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字小村、田 1 筆、329 m²であります。申請理由は、申請地は平成 6 年に公営住宅を建築するために造成し、町営住宅用地として使用している。町営財産の整理を行った際に、名義変更及び農地転用の手続きがされていないことが判明したためとなっております。追認申請になります。転用後の用途は宅地。契約内容は、申請書明細のとおりであります。転用の時期は、平成 6 年 11 月 1 日着手、平成 8 年 3 月 31 日完了となっております。13 ページが地籍集成図、14 ページが始末書、15 ページが土地利用図、16 ページが現況写真となっております。本件は、申請地は 10ha 以上の農地の広がりのある第 1 種農地ですが、立地基準を満たしており、また始末書も提出されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。只今の事務局の説明のとおりです。昔の南郷村時代の行政の事務処理以外、特に問題になることはありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号78番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号78番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

以上で、すべての審議を終了いたします。

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和3年第9回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

